

質問と回答（老人福祉センター横浜市福寿荘）

（質問受付順）

No.	ひな形関連場所	質 問	回 答
1	公募要項 10 ページ、(3)ア 審査方法	<p>面接審査でプレゼンテーションを行うに際して、プロジェクターは使えるのでしょうか。使える場合、パソコン、プロジェクター、スクリーンは用意されているのでしょうか。</p> <p>また、法人の説明及び質疑応答の時間は、それぞれ何分でしょうか。</p>	<p>プロジェクター、パソコン、スクリーンは事務局で用意します。(Windows10、Power Point2016 インストール済です) なお、パソコンを持参される場合は、事前に事務局あてにご連絡ください。また、事務局用意のパソコンを使用される場合は、プレゼンデータを USB メモリに格納してお持ちください。</p> <p>面接審査は、応募団体数によって変動しますが、説明 15 分（パソコンの設置準備含む）、及び質疑応答 15 分を予定しています。</p>
	該当ページなし	<p>施設においての設備等設計図書を閲覧させて頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>福寿荘で保管していますので、閲覧を希望される場合は事前に電話で旭区地域振興課区民施設担当に連絡してください。</p>
	公募要項 4 ページ エ小破修繕	<p>小破修繕の範囲を超える修繕（1 件 60 万円を超えるもの）について、今後、5 年間における大規模修繕計画がございましたらご教授願います。</p>	<p>今のところ予定はありません。</p>
	公募要項 4 ページ オ光熱費	<p>旭工場は、令和 4 年度の定期検査等による操業停止期間を 1 か月程度とされていますが、時期的にはいつ頃に計画されていますか。</p>	<p>今のところ未定です。</p>
	公募要項 4 ページ オ光熱費	<p>旭工場は、令和 4 年度の定期検査等による操業停止期間を 1 か月程度とされていますが、操業停止期間中の光熱費の予算額について公開可能でございましたらご教示いただけましたら幸いです。</p>	<p>平均で一月約 8 万円程度です。</p>

<p>公募要項 4 ページ リスク分担</p>	<p>横浜市福寿荘指定管理者として火災保険・地震保険に加入は必要ですか。</p> <p>加入が必要な場合は、福寿荘建物の建設時の建設費（土地代を除く）をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>現状は加入していません。</p>
<p>公募要項 18 ページ「施設の詳細」(9) 介護予防普及啓発事業委託費</p>	<p>令和4年度からの5年間、各年度に介護予防普及啓発事業委託費 780千円は指定管理料とは別に配布されるのでしょうか。</p>	<p>別途配付しますが、委託費は年度によって変動します。 (参考：令和3年度 480千円)</p>
<p>応募関係書類 様式2 事業計画書</p>	<p>●(様式2) 事業計画書の記入にあたり、文字数やページ数の制限等はあるのでしょうか。</p> <p>●イ 事業計画書に、枚数指定がございましたらご教授願います。</p>	<p>特に制限はありません。</p>
<p>応募関係書類 様式3 令和4年度収支予算書 (兼指定管理料提案書)</p>	<p>令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)に記載の区指定上限額とは、消費税および地方消費税を含んだ提案額に対する上限額という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>応募関係書類 様式3(3-②) 令和4年度収支予算書 管理費 A</p>	<p>旭プール側と福寿荘側で管理費 A (光熱水費) について、負担割合や金額が定められている場合はご教示願います。</p>	<p>年度ごとに、旭工場余熱利用施設に関する協定書(以下、「協定書」という)を締結し、割合を定めています。</p> <p>令和3年度の負担割合は、旭プール60%、福寿荘40%です。</p> <p>※参考に、令和3年度の協定書を添付しています。</p>
<p>応募関係書類 様式3(3-②) 令和4年度収支予算書 管理費 B</p>	<p>福寿荘指定管理者として、福寿荘保守管理機器の範囲について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>電気設備</li> <li>空調設備</li> </ol>	<p>現状は以下のとおりです。</p> <p><u>1 電気設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定書に基づき旭プールが保守契約しています。</li> <li>電気工作物月次点検(2か月ごと、定期点検年1回)、ボイラー・圧力容器点検(貯湯槽、熱交換器、安全弁、凝縮</li> </ul>

	<p>3. 消防設備 4. 給排水衛生設備 5. その他（自動ドア、エレベーターなど）</p> <p>それぞれの具体的保守管理機器名、仕様および数量をご提示願います。</p>	<p>水タンク：年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械室に担当者1名以上が常駐（原則として平日・土曜日は7:00～20:00、日曜7:00～17:00）</li> </ul> <p><u>2 空調設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に基づき旭プールが保守契約しています。</li> <li>・夏季冷房使用期間の屋上のクーリングタワー清掃、薬剤注入、冷却循環水のレジオネラ検査</li> </ul> <p><u>3 消防設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に基づき旭プールが保守契約しています。</li> <li>・非常放送設備、JVC ケンウッド製EM-E 156、1台</li> <li>・消火器 18台、屋内消火栓3か所、火災感知器77か所、避難器具（滑り台）1台、避難誘導灯15台、自家発電設備1機（ヤンマーディーゼル、D3-1521）、蓄電池設備1台（GSユアサ、HS-150E）、防火扉2カ所、防火シャッター2カ所（三和シャッター）</li> </ul> <p><u>4 給排水衛生設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に基づき旭プールが保守契約しています。</li> <li>・給水栓水質検査、雑排水槽清掃、浴槽用ろ過装置保守</li> </ul> <p><u>5 その他（自動ドア・エレベーターなど）</u></p> <p>以下の保守は福寿荘独自契約です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動ドア（ナブコ製両開き2台DS-75、DS-60、月1回）</li> <li>・エレベーター（フジテック製11人乗り1台フルメンテ月1回）</li> <li>・空調用フィルター清掃（年2回）</li> <li>・機械警備（セコム、ガス漏れ警報報知器4台含む）</li> <li>・トイレ小便器6器：尿石防止剤、大便器15器：薬品洗浄後アルコール消毒）、消臭剤4か所、各年6回交換・実施</li> <li>・害虫予防消毒年2回、座布団乾燥・消毒・脱臭（年1回）</li> <li>・防火対象物点検年1回</li> <li>・高架水槽水質検査年2回</li> <li>・電気給湯器保守2台（日本イトミック製、各年1回）</li> <li>・冷水器保守2台（OSGコーポレーション、年1回）</li> <li>・草刈り、植木剪定（年2回）</li> </ul>	<p>旭プール側に設置されている機器でありながら、旭プール側と福寿荘側で共用使用して</p>
<p>応募関係書類様式3(3-②)令和4年度収支予算書 管理費</p>			<p>・設備関係の機器は全て共有部分に設置と理解していません。</p> <p>・協定書に記載の割合に基づく負担金の推移については次のとおりです。</p>

	B	<p>いる機器の保守管理金額について、負担割合や金額が定められている場合はご教示願います。</p> <p>その場合、保守管理金額は年度による金額増減の有無についてもご教示いただけましたら幸いです。</p>	<p>令和元年度：6,897,260円 令和2年度：7,049,188円 令和3年度：7,049,188円</p>
--	---	--	---

## 2021年度旭工場余熱利用施設に関する協定書

契約相手方（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）は、横浜市旭プールと老人福祉センター横浜市福寿荘（以下「福寿荘」という）に関して、次のとおり協定を提携する。

- 第1条 甲は、年度内に予定されている横浜市旭プール及び福寿荘の電気機械等保守管理（別表1）に関する契約を第三者と締結する。
- 第2条 乙は、福寿荘部分に関する経費を、第1条により甲が第三者と締結した契約額に対して（別表2）に定める割合で負担するものとする。
- 第3条 甲は、第三者との契約に基づく経費を支払った後、前条により乙に対して、乙の負担額を請求するものとする。
- 2 乙は、甲の請求書を受理した日から起算して30日以内に甲の指定する金融機関に支払うものとする。
- 第4条 甲並びに乙は、横浜市旭プール及び福寿荘の電気・水道料金の経費負担については、各施設専用の費用については、その使用料を負担する。
- 2 共用部の費用については、各施設の使用量比に応じて、それぞれ按分して負担するものとする。尚、資源循環局旭工場からの電気供給を受ける場合、東京電力の基本料金等については、（別表2）で定める割合で負担するものとする。
- 第5条 甲は、横浜市旭プール及び福寿荘の電気・水道料金を支払った後、前条により乙に対して、乙の負担額を請求するものとする。
- 2 乙は、甲の請求書を受理した日から起算して30日以内に甲の指定する金融機関に支払うものとする。
- 第6条 この協定に定めのない事項及び取扱上の疑義については、甲・乙が協議して定めるものとする。
- 2 この協定の有効期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2021年 3月31日

甲

契約相手方

乙

指定管理者

(別表1) 2021年度 横浜市旭プール及び福寿荘の電気機械等保守管理【内容】

No	項目
1	電気機械設備運転保守管理
2	自家用電気設備点検検査
3	圧力容器点検整備
4	圧力容器検査
5	貯水槽清掃保守管理
6	雑排水槽清掃保守管理
7	冷却塔薬剤投入
8	冷却塔水質検査
9	消防用設備点検管理
10	冷凍機保守管理
11	簡易専用水道水質検査

(別表2) 旭工場余熱使用に係る経費按分

区分	負担者	負担割合
横浜市旭プール	甲	60%
福寿荘	乙	40%